

■特定照明

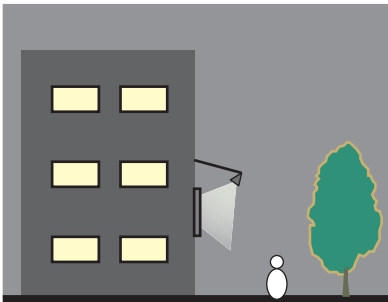
位置・明るさ等

【景観形成基準】

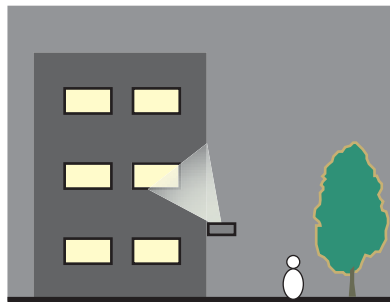
- 落ち着きや穏やかさが感じられる丘陵地の夜間景観を損なわないよう、過剰な投光とならないように配慮する。
- 周辺の住環境や自然環境及び生態系への影響を与えないような明るさ、色彩、投光時間とする。

基準の解説/配慮・工夫例

■過剰な投光とならないよう周辺環境に配慮する



光が空中に拡散しないよう下向きの光を原則とし、漏れ光を防止して必要な対象のみを照射する



上向きの光を用いる場合は、照射する投影面積、光量を調整して漏れ光の低減につとめる

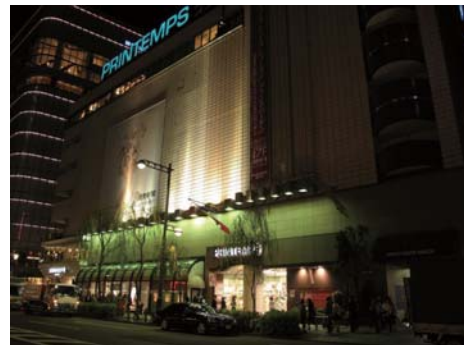


照射対象と照明を一体化したデザインとすることで、漏れ光のない落ち着きのある照明とする

【工夫した例】



外に漏れないよう照明の向きを工夫した例（目黒区）



照明の光量、外壁への投影面積が過剰とならないよう工夫された例（中央区）



屋外広告物と照明を一体的にデザインし、角地を演出している例（武蔵野市）

Step 1

身の回りの
景観を調べて、
知る

Step 2

八王子市の
景観づくりを知る

Step 3

景観づくりを考える

Step 4

よりよい景観づくりに
向けて工夫する

(7) 色彩

外壁、屋根

【景観形成基準】

- 建築物の屋根は外壁と調和するよう工夫する。
- 色彩は、別表（以下参照）に定める基準に適合するとともに、丘陵地の緑を引き立てる配色や、周辺の建築物等と色調を協調すること等により、まち並みの連続性に配慮したものとする。
- 特定大規模建築物においては、著しく目立つものとして認識される赤や金色等の着色をしたガラスを使用しない。

別表Ⅰ

一般地区
：緑との共生ゾーン外
(特定大規模建築物以外)

重点地区
：中心市街地環境整備地区
(特定大規模建築物以外)

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 9.9R	4.0以上8.5未満の場合	4.0以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	0.0YR ~ 5.0Y	4.0以上8.5未満の場合	6.0以下
		8.5以上の場合	2.0以下
その他	4.0以上8.5未満の場合	2.0以下	
	8.5以上の場合	1.0以下	
屋根色（勾配屋根）	0.0YR ~ 5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他		2.0以下

別表Ⅱ

一般地区
：緑との共生ゾーン外
(特定大規模建築物)

重点地区
：中心市街地環境整備地区
(特定大規模建築物)

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 4.9YR	4.0以上8.5未満の場合	4.0以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4.0以上8.5未満の場合	6.0以下
		8.5以上の場合	2.0以下
その他	4.0以上8.5未満の場合	2.0以下	
	8.5以上の場合	1.0以下	
強調色	0.0R ~ 4.9YR	—	4.0以下
	5.0YR ~ 5.0Y		6.0以下
	その他		2.0以下

別表Ⅲ

一般地区
：緑との共生ゾーン内

重点地区
：裏高尾・小仏地区
浅川沿川地区

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 5.0Y	4.0以上8.5未満（※1）	4.0以下
	その他		1.0以下
屋根色（勾配屋根）	0.0R ~ 5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他		2.0以下
強調色（※2）	0.0R ~ 4.9YR	—	4.0以下
	5.0YR ~ 5.0Y		6.0以下
	その他		2.0以下

別表Ⅳ

重点地区
：甲州街道沿道地区

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 4.9YR	4.0以上8.5未満の場合	4.0以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4.0以上8.5未満の場合	6.0以下
		8.5以上の場合	2.0以下
強調色（※2）	0.0R ~ 4.9YR	—	4.0以下
	5.0YR ~ 5.0Y		6.0以下
	その他		2.0以下

別表Ⅴ

重点地区
：高尾駅・多摩御陵周辺地区
高尾山参道周辺地区

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 5.0Y	4.0以上8.5未満（※1）	4.0以下
強調色（※2）	0.0R ~ 4.9YR	—	4.0以下
	5.0YR ~ 5.0Y		6.0以下
	その他		2.0以下
屋根色（勾配屋根）	0.0R ~ 5.0Y	6.0以下	4.0以下

※1：届出対象の建築物等の高さ10m未満の部分（高さ10m未満の建築物等含む）については、外壁基調色の明度を3.0以上8.5未満とする。

※2：強調色の制限は特定大規模建築物のみとする。

■色彩基準の見方・考え方

【色彩基準の例示】

別表III

一般地区
：緑との共生ゾーン内

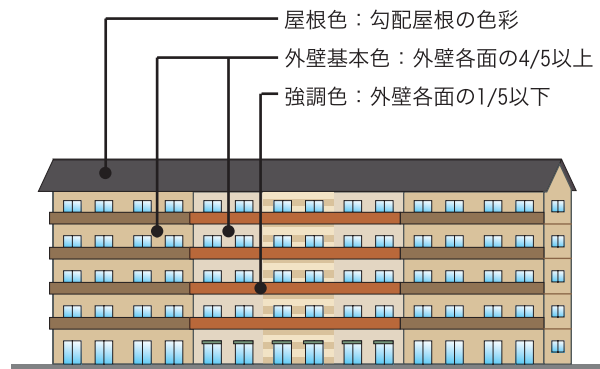
重点地区
：裏高尾・小仏地区
浅川沿川地区

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R~5.0Y	4.0以上8.5未満(※1)	4.0以下
	その他		1.0以下
屋根色(勾配屋根)	0.0R~5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他		2.0以下
強調色(※2)	0.0R~4.9YR	—	4.0以下
	5.0YR~5.0Y		6.0以下
	その他		2.0以下

■「基準の適用部位・面積」の考え方

- ・色彩基準は、主に建築物等の外観のうち、大きな面積を占める基本色に適用されるものです。
- ・基準に適合した色彩を用いるとともに、周辺景観との調和に配慮してください。

- 外壁基本色：外壁各面の4/5以上は、「外壁基本色」の基準に適合した色彩を用いてください。
- 強調色：外壁に表情をつける場合など、外壁各面の1/5以下の範囲で、「強調色」の基準に適合した色彩を用いることができます。
- 屋根色：勾配屋根の色彩は、「屋根色」の基準に適合した色彩を用いてください。



色彩基準の適用部位・面積の考え方

■基準図の見方

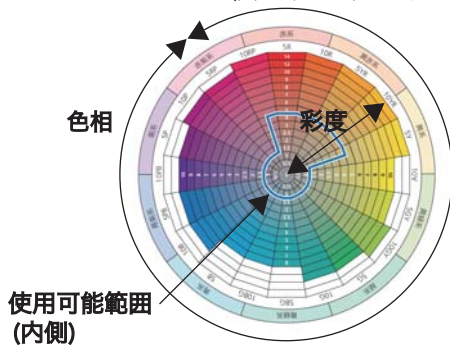
色彩基準は、景観計画の中で使用許容範囲を図として示しています。

ここでは、使用許容範囲の図の見方を示します。

*「色彩」、「明度」、「彩度」のそれぞれの説明はP42を参照してください。

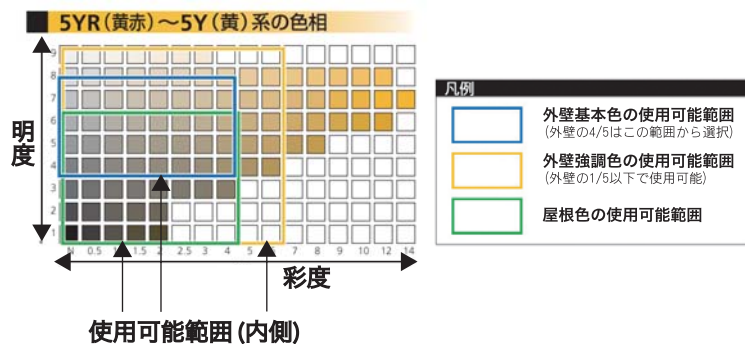
○色相、彩度の関係について

(図は外壁基本色を例示)



○明度、彩度の関係について

(図は5YR~5Y系の色相を例示)



■色彩基準の適用除外の考え方

以下の建築物等の色彩は、基準の適用除外として、制限範囲外の色彩も用いることができます。

- 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様とする。ただし、他の法令で使用する色彩が定められているもの、トラス構造物等で壁面と認識できないものについてはこの限りでない。
- 建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この基準を適用しないことができる。
- 工作物のうち、柵類、柱類及び鉄塔については、明度4.0未満の色彩も使用可能とする。
- 市民となじみが深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献する等、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会等の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

Step 1

身の回りの
景観を調べて、
知る

Step 2

八王子市の
景観づくりを知る

Step 3

景観づくりを考える

Step 4

よりよい景観づくり
に向けて工夫する

色彩基準について

色彩基準は、JIS規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示 (JIS Z8721)」に準拠した「マンセル表色系」を用いています。

■色彩基準について

一般的に色を表現する際には「赤」や「青」などの色名を用いますが、色の解釈には個人差があり、客観的に正確な色彩を伝えることができません。そのため、景観計画及び本書では色彩を正確かつ客観的に表すため、日本工業規格 (JISZ8721色の表示方法) にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

○**色相 (しきそう)** は、色合いを表します。

10種の基本色 (赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫) の頭文字をとったアルファベット (R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP) とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0Rと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。

○**明度 (めいど)** は、明るさを0から10までの数値で示します。

暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、もっとも明るい色で明度9.5程度、最も暗い色で明度1.0程度です。

○**彩度 (さいど)** は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。

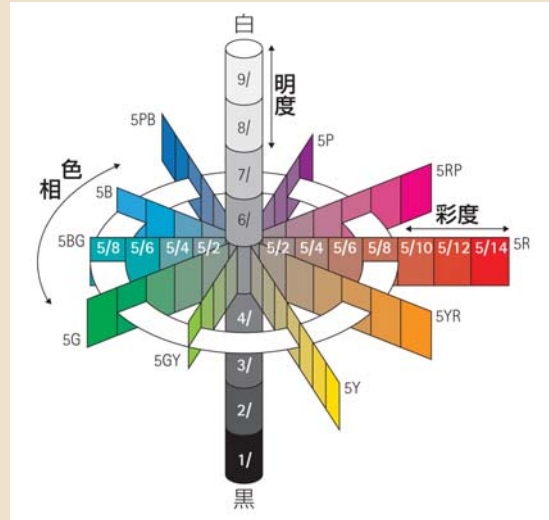
色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

○**マンセル記号** は、これら3つの属性を組み合わせる記号です。

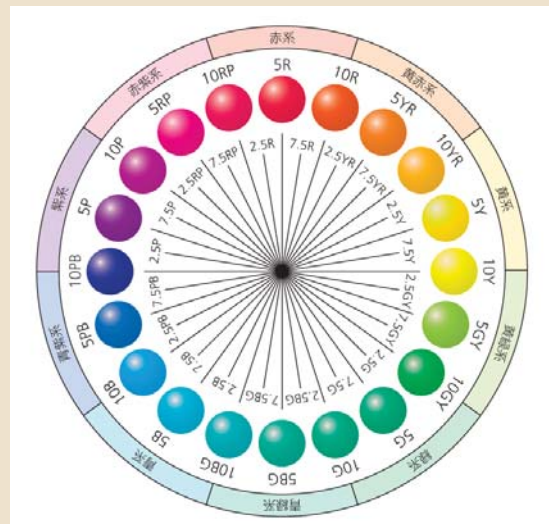
色相、明度、彩度の順に並べて表記します。

○**無彩色** は、色相・明度・彩度のうち明度だけをもつ白、黒、グレー等の色を指します。

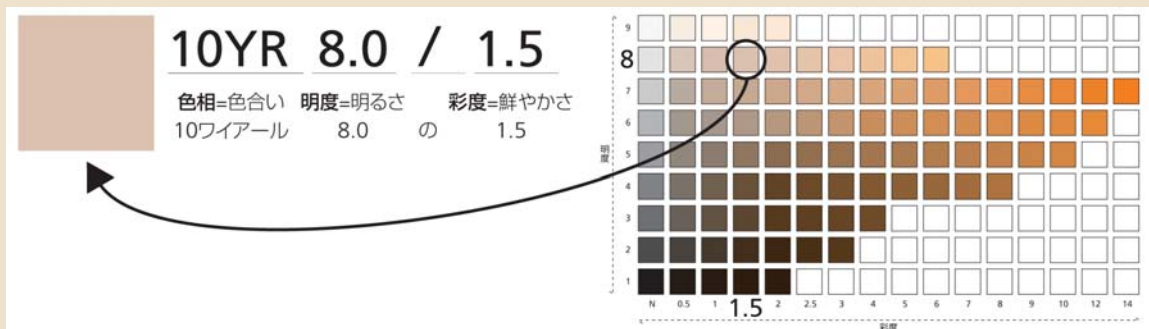
無彩色のマンセル記号の表記は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせる表記です。



マンセル表色系の仕組み



色相 (マンセル色相環)



明度と彩度の関係、マンセル記号

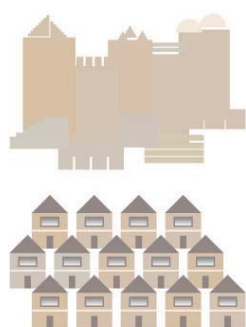
色彩景観の配慮事項

色彩は別表(P40)に示すように地域や建築物の規模に応じて定量的な基準を定めていますが、一つひとつの色彩と同時に、相互の関係が重要となります。したがって、次のような点を考慮して色彩を検討してください。

■まち並みの連続性に配慮する

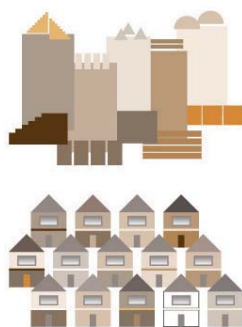
- ・建築物の色彩は穏やかな色彩景観を継承し、暖色系色相の中・低彩度色を中心とした色彩を用いる。
- ・隣接する建築物等の色彩に対して、色相を揃えることや、明度や彩度に共通性をもたせる等の工夫により、まち並みの連続性に配慮する。まち並みの連続性を出す方法は、以下のような方法がよく知られています。

よく似た色でそろえる配色



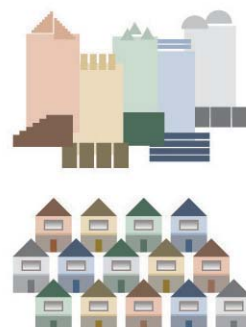
- ・統一感が得やすく、落ち着いた景観にまとめることができます。
- ・同じような色彩でそろえすぎると単調で不自然な景観になる場合もあります。

色相(いろあい)をそろえる配色



- ・市内の建築物の多くは、暖色系(黄赤系、黄系など)が基調となっており、暖色系色相でまち並みをそろえると、暖かみのある景観にまとめることができます。

トーン(色の強さ)をそろえる配色



- ・色のトーン(色調)をそろえ、色相に変化をつける配色です。
- ・穏やかなトーンでそろえると、全体として落ち着きのある統一感が感じられます。

■圧迫感や違和感を軽減する

- ・大規模な建築物等の色彩は、周囲の景観に違和感なくとけ込む色彩とする。



■自然や景観資源を際立たせる

- ・山地や丘陵地に囲まれた本市では、建築物等の彩度(鮮やかさ)をおさえ、背景となる緑が引き立つ環境を整えることが大切です。色彩を調和させると共に、敷地内の緑化を図ることでより自然を際立たせることができます。
- ・庭木や背景となる山並みや丘陵地の緑が映える暖色系の落ち着いた色彩を基本とします。特に大規模な建築物は遠景からの眺めにも配慮が必要です。



Step 1

身の回りの
景観を調べて、
知る

Step 2

八王子市の
景観づくりを知る

Step 3

景観づくりを考える

Step 4

よりよい景観づくりに
向けて工夫する

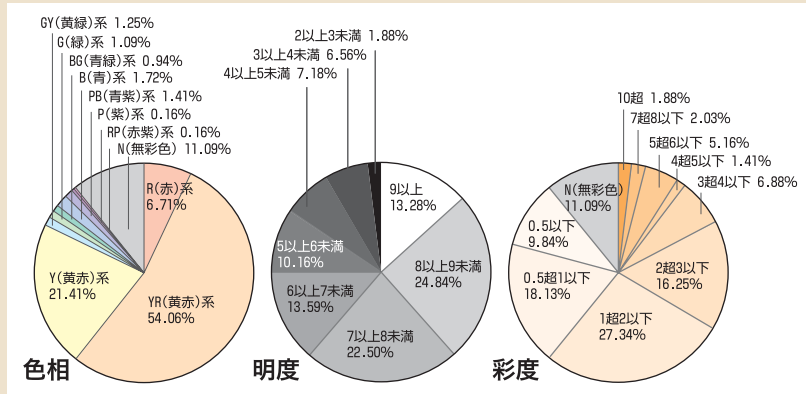
八王子市の色彩景観について

■八王子市の色彩景観の現状

市内建築物等の色彩調査の結果、建築物の壁面色・屋根色ともにYR(黄赤)系やY(黄)系などの暖色系が基調となっていることが分かりました。(壁面色82%、屋根色76%)

また、壁面色・屋根色の彩度は、低・中彩度色が基本となっており、植物の緑の葉よりも鮮やかで目立つ彩度6を越える色彩を基調とした建築物等はごく少数でした。

八王子市の色彩基準は、このような市内各地域の色彩調査の結果を踏まえて策定しています。



色彩調査の結果（建築物の外壁基本色を抜粋）



JIS標準色票を用いた色彩調査の様子

■色彩基準の考え方

本市を取り囲む山地や丘陵地は深い緑で形成されており、八王子の景観を特徴づける大きな要素です。

こうした深い緑の景観資源を活かし、自然と調和した景観を形成するためには、植物の緑の色彩がもつ明度や彩度との対比を抑え、これらの景観の中に同調的・融和的に調和する色彩を保全・継承することが重要です。

○建築物の色彩は植物の緑がもつ色彩の彩度を超えないようにする

- ・自然景観と調和した景観を形成するためには、建築物は自然の息吹や季節の変化がより美しく映える穏やかな色彩を基調とすることが大切です。
- ・自然景観の象徴のひとつとして捉えられる植物の色彩のうち、一般的な落葉広葉樹の葉の彩度は6であり、この鮮やかさを超えないよう基準を定めます。(彩度6以下とする)
- ・緑との共生ゾーンなど緑豊かな場所では、広葉樹の緑よりも一層彩度を抑え、常緑樹の緑(彩度4程度)、色気の少ない冬季の景観の中でも建築物が必要以上に主張することがない融和的な外観が保てるような基準とします。(彩度4以下とする)



街路樹の緑を阻害しない適度な色味をもつマンション(彩度4)

○自然材料に見られない寒色系、その他の色相ではより慎重な色彩選定を求める

- ・建築物に用いられる石材や木材など、多くの自然素材をはじめ、コンクリート、金属板(素地色)、いぶし瓦などの建材は、そのほとんどが暖色系色相の低彩度色によって構成されており、これらを基本に組み立てられた日本の景観の中で、青や紫などの寒色系色相は違和感を生じさせやすいものです。
- ・このため、すべての地域で寒色系等の色相については、頻出色である暖色系色相よりも厳しい彩度制限を行い、既存の景観に違和感を与える寒色系等の色相を抑える基準とします。(彩度2以下又は1以下とする)



暖色系色相を基調とした伝統的な日本建築(YR系色相)

○丘陵地の眺望から突出する白っぽい色彩を基調としない

- ・自然景観と調和した景観形成にあたっては、中遠景からの眺望景観を整えることが大切です。特に本市の眺望景観においては市街地の背景となる山並みとの調和が重要であり、山並みを浸食し、稜線の連続性を分断するように見える白っぽい箱型の建築物の色彩を適正に規制・誘導していきます。
- ・山並みの構成要素の中心となる植物の葉の緑は、春季の広葉樹の明るい色調で明度6程度、冬季の常緑樹の暗い色調で明度2程度であり、これらと特に対比が強い白っぽい色彩を制限することとします。(明度8.5未満とする)



明るさを抑えた色彩が緑と融和する文化財住宅(明度3程度)